

## 青森県教育委員会第814回定例会会議録

1 期 日 平成28年11月9日（水）

2 開 会 午前10時30分

3 閉 会 午前10時47分

4 場 所 教育庁教育委員会室

### 5 議事目録

そ の 他 三内丸山遺跡縄文時遊館売店の電気料金の誤徴収について

そ の 他 職員の懲戒処分状況

### 6 出席者等

・出席者の氏名

豊川好司、町田直子、中沢洋子、野澤正樹、杉澤廉晴、中村充（教育長）

・説明のために出席した者の職

平野次長、三上次長、安田参事・教職員課長、勝野参事・学校施設課長、教育政策  
・職員福利・学校教育・生涯学習・スポーツ健康・文化財保護各課長、高等学校教  
育改革推進室長

・会議録署名委員

町田委員、杉澤委員

・書記

小舘孝浩、中舘大輔

## 7 議 事

### その他 三内丸山遺跡縄文時遊館売店の電気料金の誤徴収について

(平野教育次長)

概要については、縄文時遊館にテナントとして入っている売店の電気料金を今年6月まで一部徴収していなかったことが判明したものである。このため、これまで売店を営業する株式会社あおもり北彩館と協議を行ってきたが、この度、徴収されていなかった電気料金の取扱いについて、平成28年11月2日付けで和解契約を締結した。

事案の経緯としては、縄文時遊館の売店として北彩館に使用を許可し、売店が使用した電気料金は県が立替払した上で、子メーターで計量した消費電力分を北彩館から徴収している。

売店の消費電力を計量する子メーターは、売店分電盤の子メーターと動力分電盤の子メーターの2種類があるが、県と北彩館は、そのうち売店分電盤の子メーターにより、売店の消費電力全てを計量していると認識していた。

しかしながら、今年6月に自己点検の一環として、分電範囲を確認したところ、それまで計量していない動力分電盤の子メーターが売店用のものであること、それまで徴収していた電気料金は電灯電力の消費電力分のみで、動力電力の消費電力分は徴収されていないことが6月30日に判明した。

そのため、平成28年7月分以降は、動力電力分も含め電気料金を徴収しているが、それ以前の電気料金の取扱いについては、北彩館と協議し、北彩館が県に対して242万414円支払うことで和解したものである。

なお、この和解金額については、縄文時遊館の子メーターが使用期限の到来により平成25年3月1日に更新されており、それ以降が動力電力の電気使用数量が確認できる最大限の期間であるため、この期間の使用数量により推計した金額である。

このような事案に至った原因としては、今回判明した動力電力の子メーターが、県も北彩館も、売店に分電されている電気の子メーターであるという認識がなかったことによるものであり、その結果、県に損失を与えたことについては、深くお詫びを申し上げる。

今後は、二度と同じような誤りが生じないように、教育委員会の全公所にこのような光熱水費の確認漏れがないよう通知するとともに、会議・研修の場で注意喚起を行うなど、再発防止を徹底して参りたい。

(中沢委員)

和解金額は、平成25年3月以降の使用数量により推計した金額の約242万円としたとのことであるが、未徴収全体の電気料金はどれくらいなのか。また、時効との関係はどのようになっているのか伺いたい。

(増田文化財保護課長)

未徴収全体の電気料金については、子メーターが平成25年3月に更新されているため、それ以前の使用数量は確認できず、さらに保存年限の関係で書類が残っていないため、わからない。

また、債権の消滅時効は、民事10年、商事5年が原則であるが、電気料金債権の時効については、2年とされている。今回の分電契約に係る債権については、北彩館から見ると電気料金として支払ったもので時効2年という解釈もあるが、県としては、できるだけ過去の電気料金を支払っていただくよう協議を続けてきたものである。

その結果、平成25年3月から平成28年6月までの3年4か月分が、実際の電気使用数量がわかる最大限の期間であるため、その期間の使用数量により推計した金額、242万414円を北彩館が県に支払うことにより、合意に達したものである。

(町田委員)

確認できないとの話であったが、徴収していたか徴収していなかったかもわからないということか。また、平成14年に縄文時遊館がオープンして業者と契約を結ぶと思うが、電気料金の計算方法等の業者への開示など確認体制について伺いたい。そして、それをどのように改善したのか伺いたい。

(増田文化財保護課長)

電気料金については、行政経営管理課が作成した電気料金の支払いの指針に基づき、県全体で同じような支払方法を行っている。具体的には、県と売店とが契約を結び子メーターを設置し、そのメーターで計量した電気使用数量と縄文時遊館全体の電気使用数量から計算式を用いて電気料金を算出している。これについては、両者が了解した上で進めている。

また、縄文時遊館開館時の確認体制については、関係書類が保存年限により廃棄されており確認できない。現在は、担当者が子メーターを検針し、売店の担当者が確認するという体制としており、さらに今年度からは子メーターの写真を撮り記録している。

(野澤委員)

自己点検を実施したとの説明があったが、設備の点検なのか、それとも業務の点検なのか。また、平成25年3月に子メーターを更新したとの説明があったが、更新時に自己点検により気付かなかったのか伺いたい。

(増田文化財保護課長)

自己点検は施設全体の設備の点検として実施しており、今回は電気系統を重点的に点検したところ本案件について発見したものである。自己点検については、この他、財務規則に則り財務事務の自己検査も毎年度実施している。

また、県及び売店使用者の担当者は、売店分電盤の子メーターにより、売店の電気使用数量を全て計量しているものと認識しており、計量を行わない子メーターについては、更新する際にも、特に疑問を抱かなかったものである。

しかしながら、計量を行わない子メーターを更新することに違和感を持ち、調査を行わなかったことは、反省すべきことであるため、前例踏襲の事務処理を改めるよう指導を行った。今後は同様の事例が生じないよう徹底して参りたい。

(杉澤委員)

縄文時遊館の電気料金等の立替払は、他にどのようなものがあるのか。また、他の事例では適切に処理されているのか伺いたい。

(増田文化財保護課長)

縄文時遊館では、売店の他にレストランや三内丸山応援隊等に使用を許可しており、電気料金と水道料金の立替払のための分電契約又は分水契約をそれぞれ締結している。なお、今回の事案を踏まえ、他に同様の事例がないか、分電契約、分水契約の全てを改めて確認

したところ、正しく処理されていることを確認している。

(豊川委員長)

再発防止策を2点あげているが、その具体的内容について伺いたい。

(西谷教育政策課長)

県教育委員会では、日頃より各所属における内部チェックや相互けん制の強化、財務規則に基づく年2回の定期的な自己検査等を通じて財務事務の適正確保に務めているところである。また、監査等において不適切な事務が確認された場合は、教育委員会全公所に対しメール等で情報提供を行うなど、適正事務に努めているところである。

こうした中、今回の事案が発生したことを重く受け止め、再発防止に取り組むこととしている。

具体的には、各所属における同様の事務処理が適切に行われているか改めて確認するとともに、今後の事務処理が適正に執行されるよう、本日付けで教育委員会全公所に対し通知した。

また、合同所長会議など各所属長等が参集する様々な機会を通じて注意喚起を行い、組織的な取組により適正な財務事務の執行に努めるなど、同様の事態が二度と生じないよう、細心の注意を払って参りたい。

(豊川委員長)

この件の報告があった際に、委員長から教育長に口頭ではあるが注意したところである。教育長からも一言あればお願いしたい。

(中村教育長)

このような事案が生じたことに対して深くお詫び申し上げます。この事案については、11月4日に私から報道機関に公表した。これを契機に更に点検して、このようなことが生じないよう再発防止に全力を尽くして参りたい。

(豊川委員長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ、三内丸山遺跡縄文時遊館売店の電気料金の誤徴収については了解した。

## その他 職員の懲戒処分の状況

(豊川委員長)

10月に行った懲戒処分の状況は以下のとおり。何か質問、意見はあるか。なければ職員の懲戒処分の状況については了解した。